日金協発第 30-24 号 平成 30 年 5 月 25 日

各 位

日本貸金業協会 会長 山下 一

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び 「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正について

拝啓時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 日頃は、当協会の事業活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年2月6日に金融庁が「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定するとともに、「貸金業者向けの総合的な監督指針」を一部改正したことに伴い、本協会の業務規程である「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正しました。

当該改正等を踏まえ「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な 運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正を平成30年6月1日に施行し ますのでご案内いたします。

なお、改正内容につきましては、当協会ホームページにて掲載しておりますので、ご確認 くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

日本貸金業協会会員業務部 福島・中村 電話 03-5739-3014

電子メール kaiin-gyombu@j-fsa. jp